

よくある質問

■ 保育室に関すること(一時保育)

Q1. 一時保育制度を利用したいのですが。

A1. 初めの方には先ず[一時保育登録申請書](#)を女性医師支援センターまでご提出ください。ご予約日が決まっている場合はその場で受け付けいたします。なお、ご予約は利用前日の15時まで受付けています。

[提出先]

直接持参の場合：女性医師支援センター事務局（本館図書館棟1階 人事企画研修課）

メールの場合： smart@osaka-med.ac.jp

Q2. 一時保育の空き状況（予約状況）を知りたいのですが。

A2. 「[女性医師支援センターHP - バンビ保育室](#)」の一時保育予約状況よりご確認ください。

Q3. 利用する前に見学はできますか？

A3. 事前に保育室を見学することができます。保育室（2295）までお問合せください。

Q4. 男性医師も利用できますか？

A4. はい、診療に従事する男性医師はご利用いただけます。

Q5. 保育室の利用時間について教えてほしい。

A5. 保育室（一時保育）の利用時間及び閉所日が変更になり以前より利用しやすくなりました。

改訂前	➡	改訂後 (2019.10～)
午前9時～午後3時半		午前7時半～午後7時半

※ 第2,4土曜日及び日曜日以外は利用可能です。

（年末年始、創立記念日も月～金の場合は利用可能です）

Q6. 一時保育利用の当日熱があるようだがどうしたらよいか。

A6. 原則一時保育は発熱などの症状がない体調の良い子供に限られています。当日の熱発の際は、直接保育室に連絡のうえ、指示を仰ぐようにしてください。

■ 短時間勤務に関すること

Q7. 制度を利用するには週あたり何時間働けばよいか？

A7. 短時間勤務は附属病院での勤務が週 2 日以上かつ 1 日あたり 4 時間以上となっています。
(但し、週 2 日のうちの 1 日を同一法人である健康科学クリニックや三島南病院での勤務とすることは可能です。)

Q8. 短時間勤務者の扱いについて教えて欲しい。

A8. 短時間勤務者は各教室の定員外としてカウントされます。
また、その人数は教室の定員の 20%以内とし、小数点以下は切り上げます。
(例：教室定員 12 名の場合 → 3 名まで可。但し、助教(准)の場合は 6 名まで可となります)

Q9. レジデント及び正職員の短時間勤務制度は、採用後すぐに利用することができますか？

A9. はい、勤務経験年数などにかかわらず、すぐに利用することができます。

Q10. 短時間勤務をした場合の給与はどの程度になりますか？

A10. 短時間勤務(正職員及びレジデント)を取得している期間の給与については、実労働時間分の給与のみが支給されます。ただし、子が 3 歳に達した翌月からは、実労働時間の 80%の支給となります。
(※ 詳細は人事課でご確認ください)

Q11. 週 2 勤務の場合、週によって曜日を変更して申請しても構いませんか？
(例えば、第 1 週は月・火勤務、それ以外の週は火・水勤務とするなど)

A11. 週によって異なった曜日を申請することは可能です。
ただし、上記の場合、申請時の勤務形態「週 2 日勤務/第 1 週は月・火、それ以外は火・水」で固定されます。(勤務形態の変更は原則年 2 回までとなります)

■ ベビーシッター利用割引券

Q12. ベビーシッター利用時に割引制度があると聞いたが利用方法を知りたい。

A12. 先ず、ベビーシッター割引券取扱い事業者との契約が必要です。
その上で割引券申請書と契約書のコピーを添えて女性医師支援センターの窓口に提出してください。
(詳細は[女性医師支援センターHP - その他](#)をご覧ください)

Q13. 2020年4月以降の割引券はいつ配布されますか？

A13. 割引券が届くのは6月以降となります。それまでにベビーシッターサービスをご利用される方は以下の2点にご注意ください。

- ① ベビーシッター業者に予約を申し込む際、割引券を利用予定であることを伝えてください。
- ② 収書もしくは利用明細などを必ず保管しておいてください。
4月以降の利用分につきましてはベビーシッター会社より遡って返金されます。

■ その他（マタニティ白衣等）

Q14. 出産を控えマタニティ白衣を借りたい。

A14. 利用申請書を女性医師支援センター窓口に提出してください。
シングルとダブルの白衣をS~Lサイズをご用意しています。
お一人2枚までレンタルいたします。
ご返却の際はクリーニングの上、女性医師支援センターまでお戻しください。
(詳細は[女性医師支援センターHP - その他](#)をご覧ください)

■ 新型コロナウイルス感染症対策

Q15. 新型コロナウイルス感染症対策の特例措置があると聞いたのですが。

A15. 通常は対象児童1名につき1日1枚(2,200円)しか利用できないところ、
4月から当面の間、1名につき5枚(11,000円)まで利用可能です。
(詳細は[女性医師支援センターHP - トピックス](#)をご覧ください)

現在までに寄せられた質問を掲載しています。
上記以外にも疑問に感じていることがあれば、女性医師支援センターまでお知らせください。
センターのHP、もしくは個別に回答いたします。